

板橋区低入札価格調査要領

(平成 29 年 4 月 26 日部長決定)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、板橋区が発注する工事請負の入札において、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かの調査(以下「低入札価格調査」という。)を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(調査基準価格及び失格基準価格)

第 2 条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、予定価格の 10 分の 9.2 から 10 分の 7.5 の範囲内の金額とする。

2 前項に定めるもののほか、低入札価格調査を行うことなく直ちに失格とする基準となる価格(以下「失格基準価格」という。)を定めることができる。なお、失格基準価格は、調査基準価格の 100 分の 95 を乗じて得た額とする。

(低入札価格調査の対象)

第 3 条 低入札価格調査は、以下の入札を対象とすることができる。

(1) 板橋区総合評価方式の試行に関する要綱(平成 30 年 2 月 9 日区長決定)(以下「要綱」という。)により実施される総合評価方式による工事請負の入札

(2) 工事の規模・性格等により、特に必要と認められる工事請負の入札

2 第 1 項第 1 号に定める工事請負の入札について、要綱第 7 条の評価値(以下「総合評価点」という。)が最も高い者が、入札金額が調査基準価格未満かつ失格基準価格以上である者(以下「調査対象者」という。)となる場合に低入札価格調査を実施する。

3 第 1 項第 2 号に定める工事請負の入札について、調査対象者がいる場合に、調査対象者の中で価格の低い入札を行った者から、低入札価格調査を実施する。

(低入札価格調査委員会の設置)

第 4 条 低入札価格調査を実施することになったときは、当該入札価格による当該工事内容に適合した履行の可否を審査するために、低入札価格調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は委員長及び委員をもって組織し、次に掲げる職にある者をもって構成する。

委員長 総務部長

委員 政策経営部長、都市整備部長、土木部長、契約管財課長、契約係長、検査係長

- 3 委員長は、審査の事案に応じ、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。
- 4 委員会は、委員長が招集する。

(落札者決定の保留)

第5条 低入札価格調査を実施することになった場合、落札者の決定を保留し、落札者は後日決定する旨を入札者に対して通知し、入札を終了する。

(調査の実施)

第6条 契約担当者、工事主管課担当者（以下「契約担当者等」という。）は、第3条第2項及び第3項の調査対象者に対し、次に掲げる事項について資料等を求め、事情聴取等を行うものとする。また、必要に応じて関係機関への照会等を行うものとする。

- (1) 当該価格により入札した理由及び入札金額の積算内訳
- (2) 工事箇所付近の手持ち工事の状況
- (3) 工事箇所と調査対象者の事業所、倉庫等の所在地との関連
- (4) 手持ち資材の状況
- (5) 資材の購入先と調査対象者の関係
- (6) 労働者の具体的な供給方法
- (7) 過去に受注した公共工事等の件名及び発注者
- (8) 第1次下請の予定業者及び予定下請金額
- (9) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた事項

(審査の実施等)

第7条 契約担当者等は、前条の調査を終了したときは、当該工事内容に適合した調査対象者の履行の可否について、委員会に付議しなければならない。

- 2 第3条第1項第1号に定める工事請負の入札について、委員会の審査の結果、当該入札価格では当該工事内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、総合評価点が最も高い者の次に高く、予定価格の制限範囲内において入札した者を落札者とする。ただし、当該者が調査対象者となる場合は、落札者の決定を保留し、この要領による低入札価格調査を再度実施することができるものとする。
- 3 第3条第1項第2号に定める工事請負の入札について、委員会の審査の結果、当該入札価格では当該工事内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、予定価格の制限範囲内において、入札金額が次順位の者を落札者とする。ただし、次順位の者が調査対象者である場合は、落札者の決定を保留し、この要領による低入札価格調査を再度実施することができるものとする。

4 委員会の審査結果は、調査開始日からおおむね2週間以内に当該入札者に通知しなければならない。

(監督及び検査の強化)

第8条 前条の規定により落札者を決定した場合は、当該落札者の適正な履行の確保を図るため、関係機関と十分に協議し、履行に当たっての監督及び検査等の強化に努めるものとする。

(結果の公表)

第9条 契約担当者は、低入札価格調査の結果について、入札経過と併せて公表する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、契約管財課において処理する。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、低入札価格調査の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要領は、平成29年4月26日から施行する。

附 則

この要領の改正は、平成30年4月17日から施行する。

附 則

この要領の改正は、令和2年2月21日から施行する。

附 則

この要領の改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領の改正は、令和5年2月1日から施行し、令和5年4月1日以降に締結する契約から適用する。